

プリペイドカード—一般通則

Prepaid cards—General specifications

1. **適用範囲** この規格は、プリペイドカード（以下、カードという。）の一般通則について規定する。

備考1. プリペイドカードとは、磁気的方法などによって一定の対価を記録していて、品物の購入・借入れ又はサービスの提供を受けるたびに自動的に清算され、記録が更改される機能をもつカードをいう。

2. この規格の引用規格を、次に示す。

JIS X 0501 共通商品コード用バーコードシンボル

2. **用語の定義** この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

(1) **磁気記録部** カードに設けられた磁気記録を行う部分。

(2) **カードの表** 磁気記録部がある面と反対側の面

(3) **カードの裏** カードの表と反対側の面

(4) **カードの上端** カードを表にしてカードの挿入方向が左向きとなる位置において、これに正対して見たとき上に位置するカードの縁。これに対して、下に位置するカードの縁を、カードの下端という。

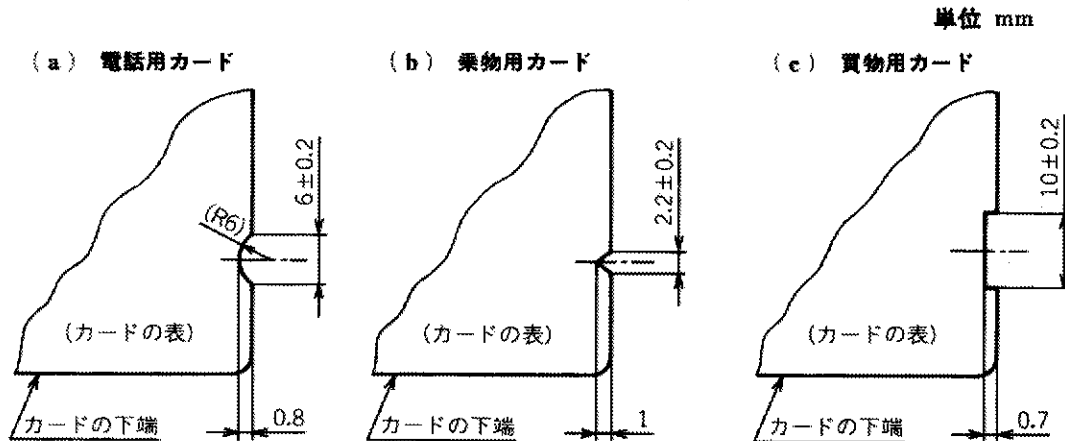
(5) **カードの左端** カードの表に正対して見たとき、カードの上端を上にして左側にくる縁。これに対して、右側にくる縁を、カードの右端という。

3. **種類** カードは、利用目的によって電話用カード、乗物用カード及び買物用カードの3種類に大別する。

4. **切欠き** カードの短辺に挿入方向、用途の種類などを判別するために設ける切欠きは、次による。

(1) **形状・寸法** 切欠きの形状及び寸法は、一般に図1による。

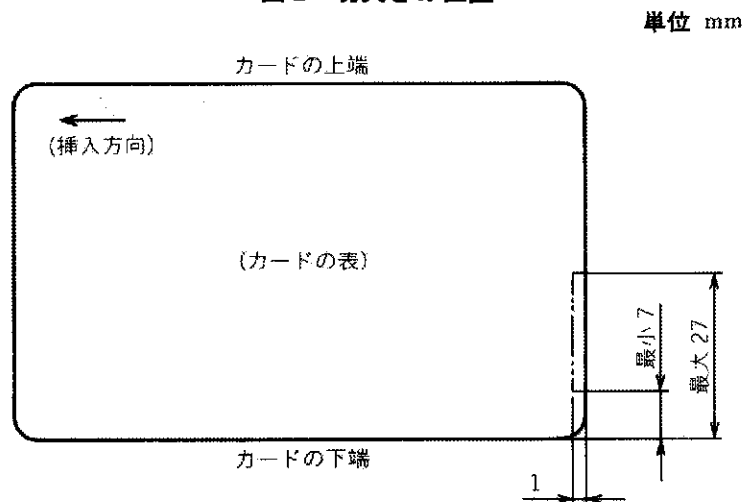
図1 切欠きの形状及び寸法



備考 切欠きの角部は、利用者への配慮などから、加工上適切な丸みを付ける。

(2) **切欠きの位置** 切欠きの位置は、一般に図2による。

図2 切欠きの位置



備考 複数の切欠きを設ける場合は、形状の異なるものを混在してはならない。

5. **表示事項** カードの表示事項は、次による。

- (1) カード発行者の氏名、商号又は名称
- (2) カード発行者の住所又は営業所若しくは事務所の所在地
- (3) カードの金額又は数量
- (4) 使用状況を確認するための補助的事項

備考1. 使用金額（数量）、残高などの使用状況をカード機器によってパンチ穴、マーク記号などで示すための10、20、30などの数字。

2. 使用履歴を直接カードに印刷・印字するための“使用年月日”、“金額（数量）”、“残高”などの文字及びこれらを印刷する欄を示すけい（罫）線など。

(5) 挿入方向を示す文字又は図記号

- (6) 使用期間又は期限が限られている場合は、その期間又は期限
- (7) 使用施設又は場所が限られている場合は、その施設又は場所
- (8) 商品管理用のバーコードシンボルが必要な場合は、**JIS X 0501** のバーコードシンボルによる。
- (9) 自由利用領域を設ける場合には、その範囲と加工方法とについての注意事項（**参考**を参照）
- (10) その他必要な注意事項

6. 表示方法 カードへの表示は、次による。

- (1) **印刷** 5.に規定する事項を、カード上に容易に消えない方法で印刷する。

なお、いかなる印刷もカードの磁気記録に支障を起こすものであってはならない。

- (2) **挿入方向を示す文字又は図記号** 挿入方向を示す文字又は図記号は、カードの表の左端近傍に、大きさ、配色及びコントラストを考慮して、利用者が明確に判別できるよう表す。

- (3) **磁気記録** 使用金額（数量）及び残高表示を音声表現、デジタル表現又は明細書発行で行うために必要な 5.(3)に規定する金額などの事項をカードの磁気記録部に記録する。

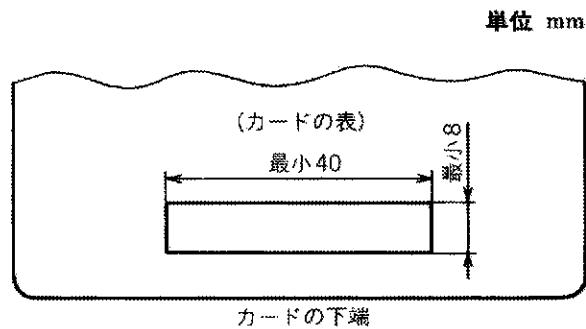
備考 カードは音声表現が行われるように作成することが望ましい。その場合、音声表現を必要としないときは、カード機器の操作によって音声を取り消すことができるようにする。

参考 自由利用領域

序文 この参考は、カードの種類を容易に判別できるよう、利用者が自ら点字の凹凸加工などを施す領域を設ける場合の自由利用領域について記述するものであり、規定の一部ではない。

1. **大きさ** カードに設ける自由利用領域の大きさは、**参考図 1** による。

参考図 1 自由利用領域の大きさ



2. **凹凸加工** カードに凹凸加工を施す場合の注意として、次の事項を利用者に明示する。

- (1) **加工方法** 凹凸加工は、カードの表側が凸となるように行う。
- (2) **加工高さ** 凹凸加工文字又は記号などのカード面からの高さは、0.5mm 以下で行う。
- (3) **加工内容** 自由加工できる内容を明記する。

関連規格 **JIS X 6311** プリペイドカードー買物用カードー物理的特性及び形状・寸法

JIS X 6313 プリペイドカードー買物用カードー磁気的特性及び情報記録様式

JIS X 6314 プリペイドカードー買物用カードー磁気記録フォーマット

プリペイドカード標準化委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属
(委員長)	木澤 誠	神奈川工科大学
(小委員長)	磯部 憲寛	日本電装株式会社
(委員)	浅野 恭右	財団法人流通システム開発センター
	国分 明男	財団法人ニューメディア開発協会
	河野 秀樹	通商産業省機械情報産業局
	半田 力	通商産業省産業政策局
	山村 修蔵	工業技術院標準部
◎	木塚 泰弘	国立特殊教育総合研究所
	菊池 慎二	日本百貨店協会
	笠原 政栄	日本チェーンストア協会
	落合 成行	社団法人日本フランチャイズチェーン協会
	牧島 宏和	全国商店街振興組合連合会
	広瀬 篁治	日本自動販売協会 (富士ベンディング株式会社)
	小林 弘幸	社団法人日本民営鉄道協会
◎	黒沢 健郎	社団法人日本鉄道技術協会
	林 康郎	全国石油商業組合連合会
	神田 康孝	石油連盟 (日本石油株式会社)
◎	永井 武志	E&C (株式会社プラナ)
	村上 満雄	日本電信電話株式会社
	野々宮 恵司	オムロン株式会社
	村松 克彦	株式会社東芝
	新井 正彬	日本自動販売機工業会 (富士電機冷機株式会社)
◎	林 義昭	社団法人日本印刷産業連合会 (大日本印刷株式会社)
	財津 博	日立マクセル株式会社
	鈴木 秀文	日本カードセンター株式会社
	砂川 俊英	株式会社ジェーシービーカード
◎	渡辺 俊明	株式会社ユーカード
◎	遠藤 千尋	富士通株式会社
○	村上 公夫	日本電信電話株式会社
○	村越 英二	株式会社高島屋本社
○	西村 眞次	日本電信電話株式会社
○	入田 哲郎	大日本印刷株式会社
○	木坂 高教	昌栄印刷株式会社
○	北島 常吉	凸版印刷株式会社
○	小林 茂美	アンリツ株式会社
○	水野 守	株式会社三協精機製作所
○	鎌下 良一	アンリツ株式会社
○	堀江 悦郎	株式会社東芝
○	上田 秀敏	三菱電機株式会社
○	尾島 克彦	オムロン株式会社
○	西本 宏	株式会社トーキン
○	古川 久夫	財団法人流通システム開発センター
○	大福 敏彦	工業技術院標準部
(事務局)	○ 加山 英男	財団法人日本規格協会

備考 ◎印は本委員会と小委員会との委員兼務、○印は小委員会を表す。